

那覇市の財政

平成30年度決算

この決算は、那覇市議会
9月定例会の認定に付されます。

お問い合わせ 財政課 ☎862-9938

平成30年度一般会計及び特別会計の決算についてお知らせします。

決算は、1年度間に予算の範囲内で行政サービスを行った結果を表しています。

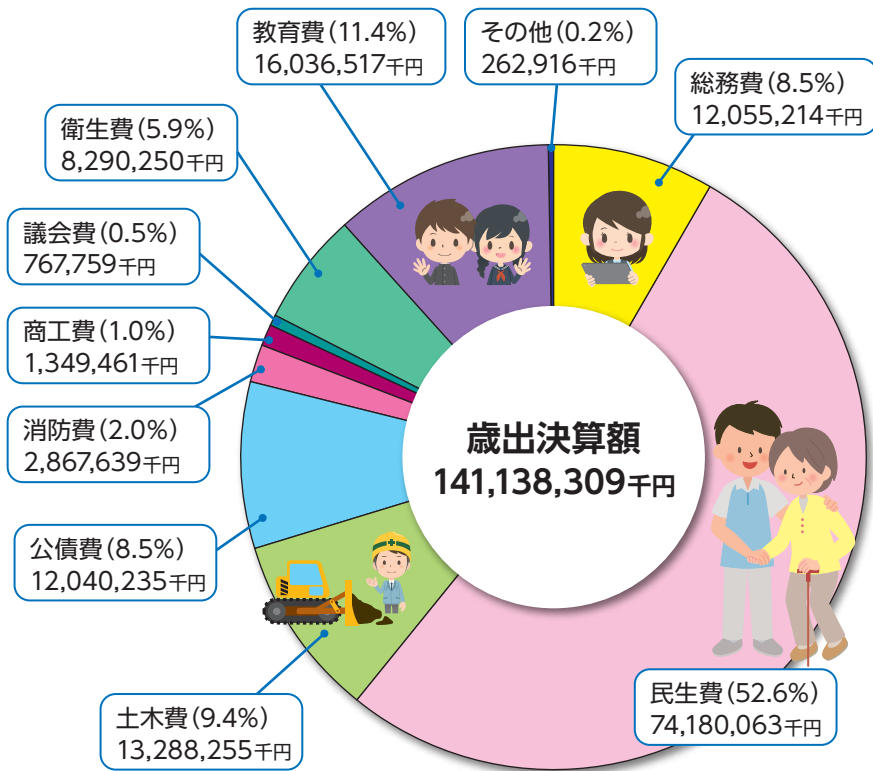
一般会計歳出で主なものは民生費で、児童、高齢者、障がい者などの支援や生活保護など社会福祉の充実を図るための経費です。また、土木費は、公共施設の整備や維持管理など、まちの基盤整備を図るための経費です。

●平成30年度歳入歳出決算総括表

(単位:円)

区分		歳入決算額	歳出決算額	歳入歳出差引額	翌年度へ繰越すべき財源	実質収支額
会計別						
一般会計		147,006,415,956	141,138,309,396	5,868,106,560	1,410,633,476	4,457,473,084
特別会計	土地区画整理事業	31,117,381	25,107,276	6,010,105	0	6,010,105
	国民健康保険事業	37,425,842,174	37,133,422,352	292,419,822	0	292,419,822
	市街地再開発事業	1,688,977,019	1,644,858,584	44,118,435	43,760,000	358,435
	介護保険事業	26,666,880,046	25,764,527,712	902,352,334	0	902,352,334
	後期高齢者医療	3,385,965,944	3,362,460,779	23,505,165	0	23,505,165
	病院事業債管理	385,794,559	385,794,559	0	0	0
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	150,410,674	70,748,591	79,662,083	0	79,662,083
	小計	69,734,987,797	68,386,919,853	1,348,067,944	43,760,000	1,304,307,944
合計		216,741,403,753	209,525,229,249	7,216,174,504	1,454,393,476	5,761,781,028

●一般会計歳出決算額の内訳(目的別) ※ (%)は歳出決算額に占める比率



市民1人当たり
行政経費

439,554円

市民1人当たり
市税負担額

154,853円

●市債の状況

(単位:千円)

会計別	平成30年度末現在高
一般会計	129,860,267
市街地再開発事業特別会計	3,854,114
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	421,497
合計	134,135,878

●財産の状況(平成30年度末現在高)

土地	建物	有価証券・出資金等	基金
行政財産 2,771,373㎡ 普通財産 342,254㎡ 市有地	行政財産 1,137,182㎡ 普通財産 11,724㎡	有価証券 791,472千円 出資金 6,051,516千円 債権 12,390,447千円 株券	財政調整基金 5,419,415千円 その他基金 12,738,678千円

10月からごみ処理手数料を一部改定します

廃棄物対策課 ☎951-3231

消費増税や最低賃金の引き上げに伴う人件費の増加に伴い、ごみ処理手数料を一部改定することになりました。

手数料改定の経緯等、詳しくは市ホームページをご覧ください。

この機会に、改めてごみ減量・資源化へのご協力をお願いします。



	種類	改定前	改定後
指定ごみ袋	もやすごみ(大)	300円	330円(30円増)
	もやすごみ(中)	200円	220円(20円増)
	もやすごみ(小)	170円	170円(改定なし)
	もやすごみ(特小)	120円	120円(改定なし)
	取っ手付きもやすごみ(中)	220円	240円(20円増)
	もやさないごみ(大)	300円	330円(30円増)
	もやさないごみ(中)	200円	220円(20円増)
	もやさないごみ(小)	170円	170円(改定なし)
	もやさないごみ(特小)	120円	120円(改定なし)
処理券	那覇市そだごみ処理券	300円	300円(改定なし)
	スプリング入りマットレス 那覇市適正処理困難物処理券	2,400円	2,600円(200円増)
	スプリング入りソファ2人掛け以上 那覇市適正処理困難物処理券	1,800円	1,940円(140円増)
	スプリング入りソファ1人掛け 那覇市適正処理困難物処理券	1,200円	1,270円(70円増)



12月分から水道料金等を改定します

上下水道局お客様センター
☎941-7804 / 941-7834

10月からの消費税率引上げ(8%→10%)に伴い、水道料金・下水道使用料等が値上げになります。

水道料金等の請求額

12月分(令和2年2月請求分)から新料金表(10%税込)を適用します。

【例】1月に20㎡使用した場合(口径13mmまたは20mm)

改定前		改定後	
上水道	下水道	上水道	下水道
2,995円	1,468円	3,041円	1,489円
計:4,463円		計:4,530円(67円増)	

令和元年12月分
(令和2年2月請求分)から

加入金の請求額

10月1日以降の申請から、新税率が適用されます。

※詳しくは、市上下水道局ホームページをご覧ください。
いただくか、電話にてお問い合わせください。

